

診療放射線技師の危険性と保険の対応について

東京海上日動火災保険(株) 鈴木 祐介

1. 医療機関と医療従事者の法的責任とリスク

医療事故に関する法的責任

病院並びに個人が訴えられる法的根拠には

- ① 債務不履行責任（診療契約に基づく善管注意義務違反）
- ② 使用者責任（管理・監督注意義務違反）
- ③ 不法行為責任（医療行為者の過失、注意義務違反）

があり、患者・遺族がどの法的根拠に基づいて訴訟を起こすかは自由。今日では医療機関のみならず、医師・看護師・専門職業人と連名で訴訟を起こすケースが増えている。

- 1) 医療機関で手配されている保険—リスクと対応する保険
- 2) 医療機関で手配されている保険—主な保険の概要（賠償責任保険）

医師賠償責任保険（診療所・病院）

医療業務の遂行にあたり、患者に身体の障害を与えた場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払する保険。

但し、本保険は診療放射線技師を始めとする医療従事者個人の賠償責任を補償するものではない。日本診療放射線技師会に所属する会員は必要最低限の補償が用意されており、上乘せについては任意で加入可能。

2. 診療放射線技師における役割と責任の拡大

- 1) 診療放射線技師業務にまつわるリスク

診療放射線技師は、医師または歯科医師の指示の下で業務を行うことから患者側から直接訴えられるリスクは低かったが、平成27年4月の法改正により、業務領域が拡大された。これはチーム医療における診療放射線技師への期待の高まりであると同時に、期待の裏返しでもある「責任」についても同様にしっかりと受け止め、業務に臨むことが重要であると言える。

- 2) 診療放射線技師法改正（平成27年4月1日施行）
- 3) 診療放射線技師の事故例（群馬県沼田市・平成27年5月8日）
- 4) 診療放射線技師の事故例（その他）
- 5) （ご参考）医療訴訟のトレンド
 - ① 医療過誤訴訟の推移
 - ② 判決時の賠償認容率
 - ③ 賠償による解決

3. 日本診療放射線技師会・団体保険制度